

名義変更誓約書兼預り証

売主（以下「甲」という）と買主（以下「乙」という）とは、甲所有の後記自動車（以下「本件自動車」という）について、以下の内容の自動車の名義変更に関する契約を締結した。

1 本件自動車の表示

車名・登録番号 _____

型式・車台番号 _____

2. 名義変更までの期間について（契約日より3週間）

売主は名義変更が終了した事が車検証（買主がFAX・画像等を別途お送りいただく）にて確認が取れ次第、カーオクを通じて直ちに指定口座に預り金を返金する。

名義変更が期限内に名義変更できないと判明した場合は、直ちに売主である甲へ連絡する事。

名義変更期限 _____年____月____日

3. 名義変更までの預り金

30,000 円

4 . 使用本抛地の位置が住所と相違する場合

使用本抛地の氏名 _____

使用本抛地の連絡先 _____

使用本抛地の住所 _____

5. 遅延ペナルティについて

- ・期限内に名義変更できなかった場合はペナルティとして、1 日の遅延金を 10,000 円とする。
- ・期限内の名義変更の連絡が無く催促の連絡も取れない場合は、1 日の遅延金を 20,000 円とする。
- ・期限内に名義変更できない条件にあったのに虚偽の契約をした場合、又は特約事項にある違反行為があった場合は、ペナルティとして支払総額の全額を請求し、場合によっては損害賠償金を請求し購入した車は返還する事、返還に必要な調査料や陸送代金は買主に後日請求する。
- ・ペナルティ遅延料金が支払総額に達した場合は購入した車は売主に返還する事、返還しない場合は盗難届けや紛失届けを警察に提出し刑事告訴されても異議申し立てをしない事。

6. 特約事項

- ・買主の都合により名義変更ができなく、購入した車両を売主に引き渡す場合は、使用した期間と破損部分や消耗品について、支払総額以外に追加請求が発生しても異議申し立てをしないものとする。
 - ・名義変更をする意志がないと見れる場合や、犯罪目的や交通違反などの違法行為をした場合やする可能性がある場合は刑事告訴されて、買主は盗難届けを提出され購入車を使用停止処分とされても異議申し立てをしない事。
 - ・買主は名義変更しないで購入した車を第三者に貸したり、譲り渡す事はしない。
- もし名義変更しないで第三者に渡した場合は、買主は盗難届けを提出され車を使用停止処分とされても異議申し立てをしない。
- ・名義変更が期限内に終了できない、もしくは住所や氏名、連絡先、保証人に虚偽の記載があり虚偽の契約内容を故意に成立させた場合は契約違反となり、刑事告訴されて買主は盗難届けを提出され車を使用停止処分とされ、返還請求されペナルティを受けても異議申し立てをしない。

上記の通り、名義変更までの条件が成立したので、これを証するため本契約書を二通作成し、売主・買主の各自が署名し、各一通を所持する。

_____年____月____日

■売主

氏名 _____ 印

住所 _____

連絡先 _____

■買主

氏名 _____ 印

住所 _____

連絡先 _____